

令和元年度の福岡県特定事業主行動計画に係る取組状況

1 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組状況

- 各部局において、独自の主体的取組を実施した。
※ 詳細は、各部局における主体的な取組（令和元年度）を参照。
- 子育て応援宣言メールマガジンに女性活躍に係る県の取組を紹介する記事を掲載し、対内及び対外への周知を図った。
- 職員研修所において、管理監督者等を対象に女性活躍推進をテーマとした研修を実施し、管理監督者の意識改革を図った。
- 職員一人ひとりに対して特定事業主行動計画に係る啓発リーフレットを配布し、職員の意識啓発を図った。
- 管理職に自己チェックシートを作成・配付し、自己の組織マネジメントを振り返る機会を付与した。

2 次世代育成推進法第19条第5項に基づく取組状況

- 庁内イントラネット上の関連ページの更新を随時行った。
- 毎月19日の「育児の日」の取組を職員に対して周知した。
- 所属研修の実施通知に独自課題例として「仕事と子育ての両立支援」を掲載した。
- 男性職員の育児に係る休暇取得状況等の調査を行った。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の観点から年次休暇等の取得促進について通知し、以後取組を推進した。
- 管理者研修において「福岡県特定事業主行動計画」の取組について周知徹底を図った。
- 参加者同士が子育て等の情報交換等を行う育児サロンを子育て中の職員及び配偶者を対象に、県内3箇所で開催した。
- 「働きやすい職場をめざして」のチラシを全職員に発出した。（特定事業主行動計画、子育て支援休暇及び仕事と子育て・介護の両立支援Webの周知）
- 「家族の日」及び「家族の週間」の取組として人事課長通知及び職員向けチラシを発出した。（時間外勤務縮減及び年次休暇取得促進）
- 子育て期の生活設計を含めたライフプランセミナーを30代以下の職員を対象に開催した。
- 子どもが生まれた職員に対し、仕事と子育ての両立を呼びかける「知事メッセージ」を交付した。